

（車幅灯）

**第34条** 自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度20キロメートル毎時未満の軽自動車並びに小型特殊自動車（長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.0メートル以下、かつ、最高速度15キロメートル毎時以下の小型特殊自動車に限る。第36条第1項、第37条第1項、第39条第1項及び第40条第1項において同じ。）を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車にあつては車幅灯を前面に1個備えればよいものとし、幅0.8メートル以下の自動車（二輪自動車を除く。）にあつては当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400ミリメートル以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

- 2 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅（二輪自動車にあつては、当該自動車の存在）を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。